

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち
スマート農業機械等導入支援 パンフレット

令和7年5月
農林水産省
農産局農産政策部技術普及課

はじめに

本事業は、農業支援サービス事業体が以下の取組のように、農業支援サービス事業を行う際に必要となるスマート農業機械等の導入又はリース導入を支援するものです。

農業支援サービス事業は、個人、法人を問わず、どのような事業者であっても取り組むことができます。

【取組例】

- ・ 農業支援サービス事業への新規参入
- ・ 既に行っている農業支援サービス事業を他産地へ展開する取組
- ・ 既に行っている農業支援サービス事業から新たに別の農業支援サービス事業を展開する取組



支援対象となる農業機械は、スマート農業機械に限定されません。

本事業における用語については、次のとおりとします。

- (1) 農業支援サービス事業（以下「サービス事業」といいます。）
農業者に対し対価を得て提供するサービスであって、サービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業のことをいいます。
いずれの類型においても、農産物の加工・流通に係るサービスは除きます。
- (2) 農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」といいます。）
サービス事業を実施している者又は本事業を活用してサービス事業を実施しようとする者をいいます。

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

スマート農業機械等導入支援の概要

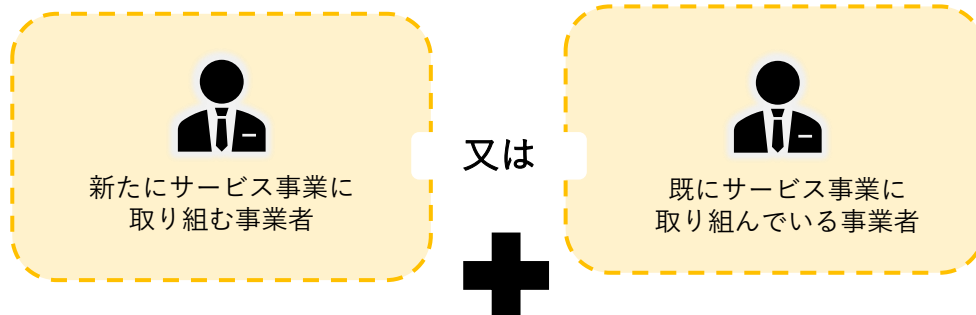
	広域型サービス支援タイプ	地域型サービス支援タイプ
支援対象者 (事業実施主体)	サービス事業体	
支援内容	サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費を支援します。	
成果目標	サービスを提供する農地面積が拡大すること。	
主な要件	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業体（北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、原則、北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業体）	概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体（北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、概ね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業体）
申請先	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長	都道府県知事
補助率、補助上限	1/2 以内（1 事業実施主体当たり5,000 万円を上限、原則500 万円を下限とする。）	1/2以内（1 事業実施主体当たりの上限額は1,500万円。ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000 万円を上限額とします。）
補助対象経費	・ サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・ サービス事業に必要な農業機械専用の運搬車の導入又はリース導入に係る経費（スマート農業機械等と一体的に導入する場合に限ります。）	
加算ポイント	①事業実施主体が導入する農業機械が以下に当てはまる場合。 自動操舵農機、電動草刈機、食味・収量センサ付コンバイン、収穫ロボット、可変施肥機、センシングドローン ②事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。 ③事業実施主体が導入するスマート農業機械等が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合。 ④サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。 ⑤サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 等	

事業イメージ

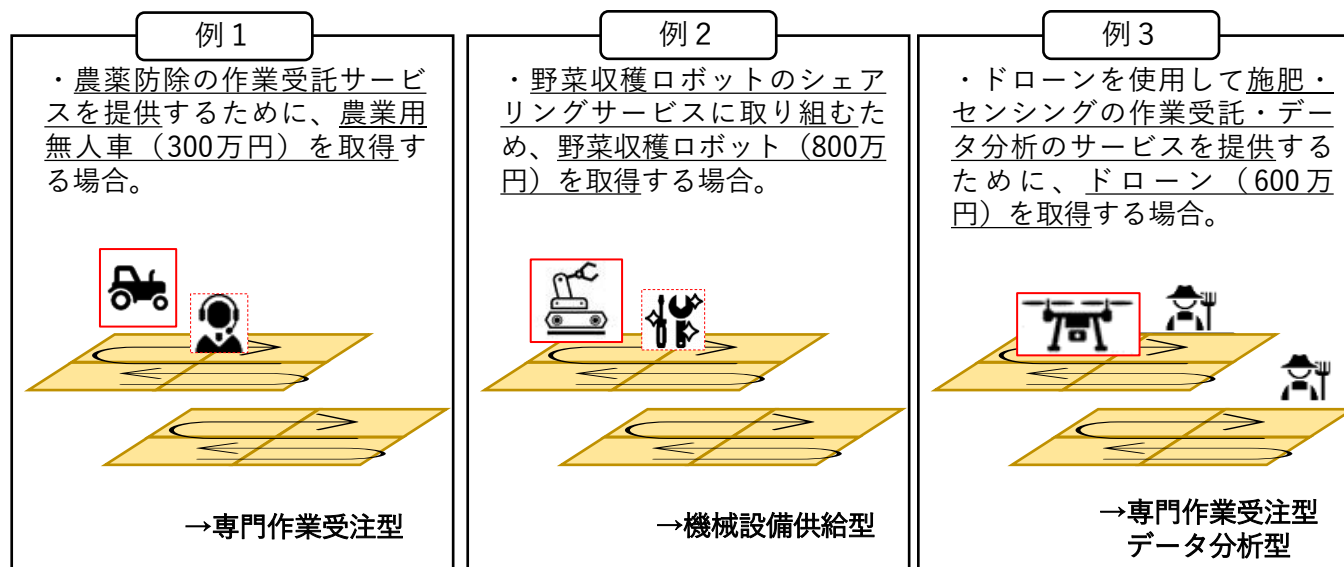
サービス事業に新たに取り組む事業者や、既にサービス事業に取り組んでおり、サービスを提供する農地面積を拡大する成果目標を立てた事業者に対し、その目標の達成に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

なお、支援対象となる農業機械は、スマート農業機械に限定されません。

事業実施主体



取組の例



支援内容

・農業用無人車の取得にかかる費用の1/2（150万円）を支援

・野菜収穫ロボットの取得に係る費用の1/2（400万円）を支援

・ドローンの取得に係る費用の1/2（300万円）を支援

サービス事業体別の申請先の考え方のイメージ

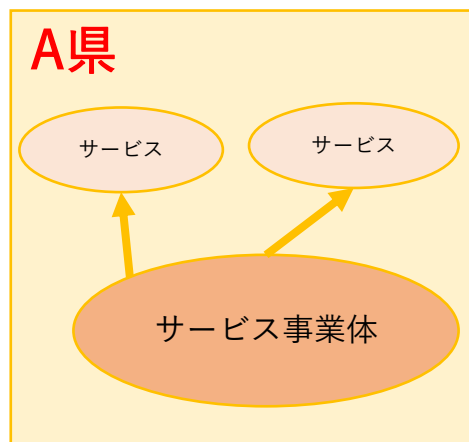
1. 本事業を活用してサービス事業体提供するサービスの利用者又は提供地域が全て特定の県内に留まる場合

➔「地域型サービス支援タイプ」に該当

1 - 事例 1

事務所の所在地とサービス提供地域が同一（A県の場合）

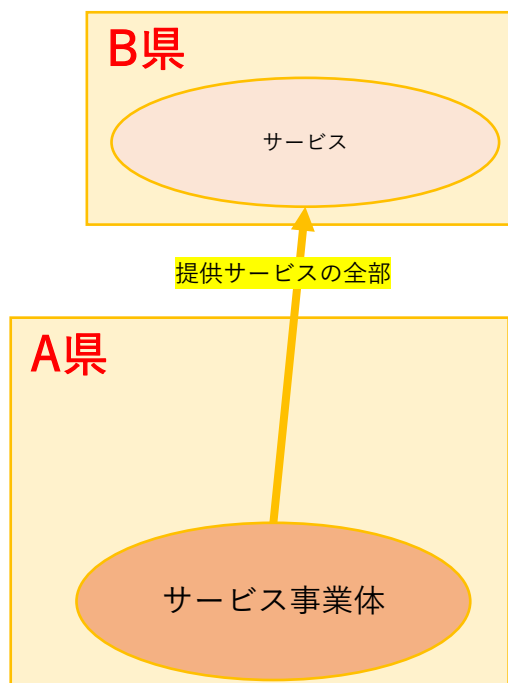
➔A県へ申請



1 - 事例 2

事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合

➔B県へ申請



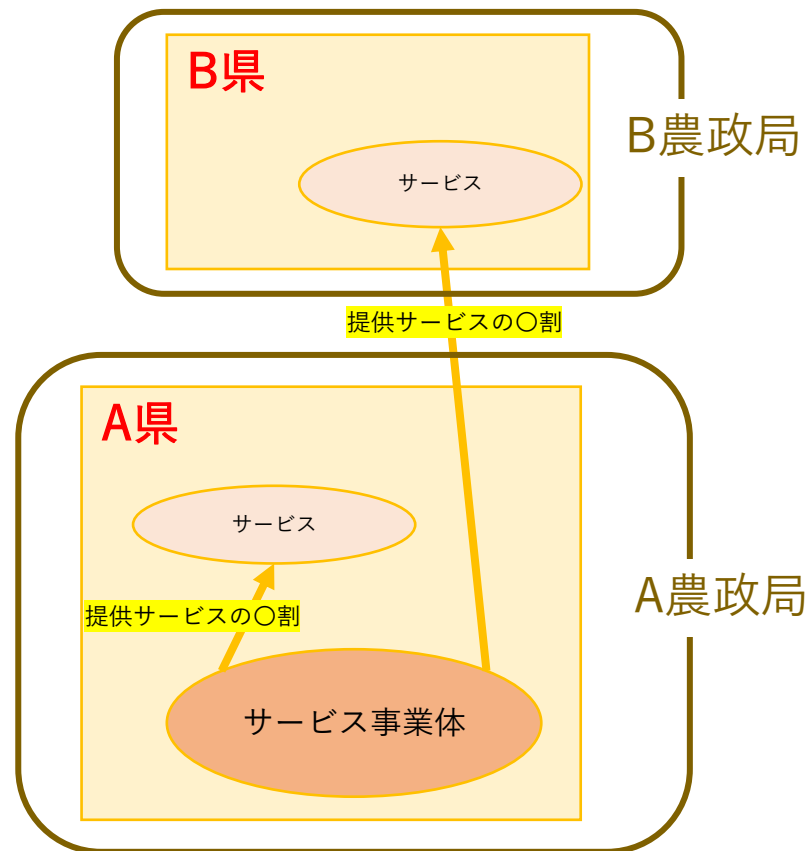
2. 本事業を活用してサービス事業体提供するサービスの利用者又は提供地域が複数県にわたる場合

➔「広域型サービス支援タイプ」に該当

2 - 事例 1

複数県にサービスを提供する場合

➔AもしくはB農政局等（事業実施主体の所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄）へ申請



成果目標及び採択基準（Ⅱ－１ スマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ）

- 事業実施主体は、「事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大」を成果目標として設定することとし、成果目標の達成年度は事業実施年度の翌々年度とします。なお、採択に当たってはこれに加え、以下の採択基準を設け、審査・評価を実施します。

【広域型採択基準】

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業の実現可能性	・事業計画に記載の取組について、実現可能性の点から妥当かどうか。 ・事業としての発展がどの程度期待できるか。 ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制は整っているか。	実現可能性 ある...20点、おおむねある...10点、ない...0点
2－1 農業現場への貢献度 （審査項目2－2に該当しない場合）	・サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できる成果目標を立てているか。	（1）サービス提供面積の拡大量に係る目標（審査項目2－2に該当しない場合） 700ha以上...10点、500ha以上...7点、300ha以上...5点、100ha以上...3点、100ha未満...0点
2－2 農業現場への貢献度 （施設園芸を対象とする場合）		（2）サービス提供面積の拡大量に係る目標（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 20ha以上...10点、10ha以上...7点、5ha以上...5点、1ha以上...3点、1ha未満...0点
3 新規事業への展開に係るポイント	・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業支援サービスを提供する取組（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。	該当する場合、5点

【広域型採択基準】

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
4 その他（行政との整合性等）	・サービス事業の高度化に資する取組か。	事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合、15点
		・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。）
		・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの）
		・食味・収量センサ付コンバイン
		・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット）
		・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等）
		・センシングドローン
		事業実施主体が採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合（※）、10点
		事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、5点
		事業実施主体が導入するスマート農業機械等が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合、5点
		本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、5点
		サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び2項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合、5点
		サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合、5点
		サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、15点
		ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。

※事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

成果目標及び採択基準（Ⅱ－２ スマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

- 事業実施主体は、「事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大」を成果目標として設定することとし、成果目標の達成年度は事業実施年度の翌々年度とします。なお、採択に当たってはこれに加え、以下の採択基準を設け、審査・評価を実施します。

【地域型採択基準】

番号	審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1	事業の実現可能性	・事業実施主体が導入する機械の能力とサービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断。	実現可能性 ある：10点～ない：0点
2	農業現場への貢献度	・サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか、成果目標から判断。	（２－１）サービス提供面積の拡大量に係る目標（（２－２）に該当しない場合） 200ha以上…10点、150ha以上…9点、100ha以上…8点、90ha以上…7点、70ha以上…6点、50ha以上…5点、40ha以上…4点、30ha以上…3点、20ha以上…2点、10ha以上…1点、10ha未満…0点 （２－２）サービス提供面積の拡大量に係る目標（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 10ha以上…10点、9ha以上…9点、8ha以上…8点、7ha以上…7点、6ha以上…6点、5ha以上…5点、4ha以上…4点、3ha以上…3点、2ha以上…2点、1ha以上…1点、1ha未満…0点
3	新規事業への展開に係るポイント	事業実施主体が以下に該当する場合。 ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たにサービスを提供する取組（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。	該当があれば5点

成果目標及び採択基準（Ⅱ－２ スマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

【地域型採択基準】

番号	審査項目	審査項目の詳細	点数配分
4	その他（行政との整合性等）	事業実施主体が導入する農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合。 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン	該当があれば15点
5		・事業実施主体が採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※）	該当があれば10点
6		・事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合。	認定があれば５点
7		・事業実施主体が導入する農業機械等が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合。	該当があれば５点
8		・本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合。	認定があれば５点
9		・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合。	認定があれば５点
10		・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。	該当があれば５点
11		・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。	該当があれば15点

※事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

様式第 9 - 1 号 (第 8 関係)

事業実施計画書
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業
機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ)

1 事業実施主体名

(株)〇〇サービス事業体

申請事業者の概要を記載ください。

2 事業実施主体の概要

法人番号 (法人の場合)		0000000000000
事業実施主体の所在地		東京都千代田区霞が関1-2-1
代表者	所属・役職	代表取締役
	氏名	農林 太郎
担当者	所属・役職	〇〇部〇〇係
	氏名	農業 次郎
	電話番号	000-0000-0000
	E-mail	〇〇〇@〇〇.jp

申請の内容について問い合わせる際に対応可能な者の情報を記載ください。

3 取組内容

サービスの類型	その他複合型		
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス 類型を複数選択	専門作業受注型	データ分析型	
実施要領別記3-2別表5に定める 作業の種類等による区分	①耕起・播種作業の代行		
サービス事業の内容	令和3年度から北海道、富山県における大規模法人からのニーズに応え、水稲、畑作物における各種作業の代行サービスを行ってきた。今回の補助事業でロボットトラクタを導入し、茨城県、鹿児島県にサービス提供を拡大する。 加えて、北海道、富山県では、水稲の収穫作業代行のニーズを踏まえて食味センサー付き収量コンバインを導入する（収穫作業と併せて、収量・食味データに基づく次年度の可変施肥に活用可能な施肥マップを提供）。		
実施要領別記3-2別表4に定める加算ポイント「3 新規事業 への展開に係るポイント」に該当する場合は右にチェックを入 れ、詳細を記入	☒	令和3年度から、北海道においてトラクターを用い水稲の代かき、あぜ塗り、肥料散布の作業受託を行ってきた。サービス利用者から収穫作業の要望が多かったことから、既存の水稲向けサービスに加え、今回の補助事業で食味センサー付き収量コンバインを導入し、新規で収穫作業受託に取り組む。	

- ・専門作業受注型
- ・機械設備供給型
- ・人材供給型
- ・データ分析型
- ・その他複合型

の中から該当する1つをタブから
選択してください。

今回導入する機械でのサ
ービスも含め、取り組む農業
支援サービスの内容全てを
分かりやすく簡潔に記載く
ださい。
また、農業支援サービスを
提供する都道府県を記載し、
提供範囲のわかる資料を添
付してください。

申請様式記載例 広域型様式 9 - 1 (地域型の場合は、これにない様式第10 - 1 に記入)

実施要領別記 3 - 2 別表 4 に定める加算ポイント「2 農業現場への貢献度」の(2 - 2)「サービス提供先の農業者の過半数以上のサービス対象品目が施設園芸の場合」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入

事業完了予定日

令和8年3月31日

該当する場合は記入してください。

※「事業完了(予定)年月日」とは、納品書や請求書の接到等、事業実施に関する一連の手続きが完了すると見込まれる日で、**令和8年3月31日**までの日を記載ください。

導入する農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	○
青森県	-
岩手県	-
宮城県	-
秋田県	-
山形県	-
福島県	-
茨城県	○
栃木県	-

群馬県	-
埼玉県	-
千葉県	-
東京都	-
神奈川県	-
山梨県	-
長野県	-
静岡県	-
新潟県	-

富山県	○
石川県	-
福井県	-
岐阜県	-
愛知県	-
三重県	-
滋賀県	-
京都府	-
大阪府	-

兵庫県	-
奈良県	-
和歌山県	-
鳥取県	-
島根県	-
岡山県	-
広島県	-
山口県	-
徳島県	-

香川県	-
愛媛県	-
高知県	-
福岡県	-
佐賀県	-
長崎県	-
熊本県	-
大分県	-
宮崎県	-

鹿児島県	○
沖縄県	-

サービスを提供する都道府県数

4

北海道の総合振興局・振興局

上川、十勝、日高

- ・導入する農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県に○を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料(地図等)を添付すること。
- ・北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

4 成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

複数機械を導入した場合は、それぞれの機械を用いて提供したサービスの面積を足し上げた数字を記載してください。（成果目標に付随する計画も同様です。）

	現状（令和6年度）（※1）	事業実施年度（令和7年度）	令和8年度	目標年度（令和9年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）（※3）	280	400	700	990	成果根拠については、様式第9 - 2号の利用者一覧の5のとおり、利用者を確保できる見込み
成果目標（ha）の拡大量（目標年度値－現状値）	710	下記※3のとおり、原則【様式第9 - 2号】利用者一覧と数値を併せてください。			

計算結果と目標年度値が合うように記入してください。単位（ha、万円等）が誤っていないか、式と数値をよくご確認ください。

（参考）以下の（2）、（3）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（令和6年度）（※1）	事業実施年度（令和7年度）	令和8年度	目標年度（令和9年度）	目標年度の計画値の根拠（※2）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画	25	30	40	66	成果根拠については、様式第9 - 2号の利用者一覧の8のとおり、利用者を確保できる見込み
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）	○	今回導入する機械を用いたサービスでの売上げのみを記載してください。 （※既に農業支援サービス事業を行っている場合や、他の事業を行っている場合でも、その売上は除きます。）			
「(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）」の目標年度の値のうち、本事業で導入する農業機械を用いたサービスに係る売上見込み（万円）（※4）					【施肥作業受託】 サービス利用者32名×平均20ha× ○円/ha＝○円 【収穫作業受託】 350ha×○円/ha＝○円 【合計】 ○円＋○円＝○円
					【施肥作業受託】 サービス利用者○名×平均20ha× ○円/ha＝○円 【収穫作業受託】 ○ha×○円/ha＝○円 【合計】 ○円＋○円＝○円

- ・（※1）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
- ・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
- ・（※2）の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。
- ・（※3）原則、成果目標の現状欄は【様式第9 - 2号】利用者一覧の項目4の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は【様式第9 - 2号】利用者一覧の項目5の数値と合わせる。
- ・（※4）今回導入する農業機械での売上のみを記載すること。
- ・（※5）本事業により導入する機械でのサービスの拡大量を確認するため、（1）～（3）の記載については、目標値に係る部分は本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者の情報を記入し、そのうち既存のサービス利用者がある場合のみ、現状値を記入すること。

申請様式記載例 広域型様式 9 - 1 (地域型の場合は、これにない様式第10 - 1 に記入)

5 総括表

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
スマート農業機械等導入の取組	66,000,000	30,000,000	1/2	36,000,000	除税額60,000,000円 うち国費30,000,000円
合 計					

総事業費は、
税込額を記載。

国庫補助金は免税事業者
を除き、税抜額を記載。

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金（共同申 請者に支払うリース 費用総額等） (円、税込)	
スマート農業機械等リース導入の取組	42,000,000	18,000,000	1/2	24,000,000	除税額36,000,000円 うち国費18,000,000円
合 計					

- ・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
- ・リース導入の場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。

見積書から確認で
きる機械の名称を記載

1台あたり導入価格×台数
(自動計算)

実施要領別記3-2別表4に定める導入機械
に係る加算ポイントに該当する場合に○を記
載ください。

6 導入・リース導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台あたり 導入価格 (円、税抜)	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費 (円)	15点加算の農業 機械に該当	みどり投資促進 税制の対象機械 に該当
直進アシスト付 ロボットトラクタ	〇〇	〇〇	R7.3.31	15,000,000	4	60,000,000	30,000,000	○	-
食味センサ付き 収量コンバイン	〇〇	〇〇	R7.3.31	18,000,000	2	36,000,000	18,000,000	○	○
						0		-	-

加算ポイントについては以下をご確認ください。

- ・みどり投資促進税制の対象機械
[基盤確立事業の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

- ・見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
- ・「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記3-2別表4に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を記載すること。
- ・適宜、行を追加して記載すること。

申請様式記載例 広域型様式 9 - 1 (地域型の場合は、これにない様式第10 - 1 に記入)

7 その他 (行政との整合性等)

実施要領別記 3 - 2 別表 4 に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の変革を行う取組	○	添付の生産方式革新実施計画のとおり、～～の内容で、生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、本事業においても当該計画について取組む。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	○	添付の計画認定書のとおり、～～の内容で、農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参入計画の認定を受けている。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	○	添付の計画認定書のとおり、～～の内容で、本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている。
④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	○	証拠書類のとおり、サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含んでいる。 ・事業者名 ○ ○ ○ ほか ○ 名
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	○	添付の「農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針」のとおり、サービス提供地域において策定された地域計画にサービス事業体とし位置付けられている。
⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	○	添付の証拠書類のとおり、サービス利用者 ○ 名のうち、○ 名は平地、○ 名は中山間地域の農業者なので、サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している。 該当する中山間地の具体的地名は添付証拠書類のとおり。

加算ポイントについては以下をご確認ください。

・みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定

基盤確立事業の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について：農林水産省 (maff.go.jp)

・生産方式革新実施計画について

スマート農業技術活用促進法について：

農林水産省

・農業競争力強化支援法については以下よりご確認ください。

農業競争力強化支援法：農林水産省 (maff.go.jp)

・環境負荷低減事業活動実施計画について

みどりの食料システム法について：農林水産省

・地域計画について

人・農地プランから地域計画へ：農林水産省

・中山間地域について

農業地域類型について：農林水産省

中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標 (※) において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指します。

※HP (https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikai/setsumei.html) 掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認してください。

申請様式記載例 広域型様式9-2 (地域型の場合は、これにない様式第10-2に記入)

様式第9-2号 (第8関係)

サービス事業利用者一覧

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ)

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

(株)〇〇サービス事業体

2 サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス(必ず記載すること)						見込み
		内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A) サービスを提供している現状値面積(ha)(注5)	(B) サービスを提供する面積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	時間(h)	
1	〇〇 OA	施肥作業受託	水稲	0	30	30	15	-
2	〇〇 OA	収穫作業受託	水稲	0	30	30	15	-
3	〇〇 OB	施肥作業受託	水稲、小麦	20	20	0	10	-
4	〇〇 OC	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	20	20	0	10	-
5	〇〇 OD	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	10	20	10	10	-
6	〇〇 OE	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	10	20	10	8	-
7	〇〇 OF	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	10	20	10	8	-
8	〇〇 OG	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	10	15	5	8	-
9	〇〇 OH	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	10	15	5	8	-
10	〇〇 OI	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	10	15	5	8	-
11	〇〇 OJ	施肥作業受託	ビート、馬鈴薯	0	15	15	10	-
12	〇〇 OK	施肥作業受託	ビート、馬鈴薯	0	20	20	10	-
13	〇〇 OL	施肥作業受託	ビート、馬鈴薯	0	20	20	10	-
14	〇〇 OM	収穫作業受託	水稲	0	20	20	10	〇
15	〇〇 ON	収穫作業受託	水稲	0	20	20	10	〇
16	〇〇 OO	収穫作業受託	水稲	0	20	20	10	〇
17	〇〇 OP	収穫作業受託	水稲	0	10	10	5	〇
18	〇〇 OQ	収穫作業受託	水稲	0	10	10	5	〇
19								-
20								-
計				(A) 合計 面積(ha) 100	(B) 合計 面積(ha) 340	(B)-(A) 面積(ha) 240	時間(h) 170	サービス利用者数 17

本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載してください。
その内、現在既に同一の事業内容でサービスを提供している場合は(A)にサービスを提供している現状値面積を記入してください。
成果目標年度にサービスを提供する予定の面積を(B)に記入してください。

見込み欄には
・契約済みの場合は「-」
・利用見込である場合は「〇」
を記載してください。

一人の利用者が複数のサービスを利用する場合は、原則、サービス内容ごとに行を分けて記載してください。
(例1) No1、2のように、同一の利用者が水稲30haで施肥作業と収穫作業受託を利用する場合は、行を分けて記入してください。
(例2) No3のように、二毛作等により同一圃場で同一のサービスを年2回提供する場合は、それぞれのサービス提供面積を足し上げてBに記入してください。

No1、2のように、一覧表に利用者の重複がある場合は、重複を除いた数を記載してください。

(注1) 本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
(注2) 提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4) 見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
(注5) 「(A) サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	(F) サービスを提供している現状値面積 (ha)	(G) サービスを提供する面積 (ha)	(G) - (F) 面積 (ha)	時間 (h)		
1	JA○●	収穫作業受託	水稻、麦等	80	150	70	75	11	-
2	JA○●	施肥作業受託	水稻、麦等	0	200	200	90	16	-
3	JA○△	収穫作業受託	水稻、麦等	100	300	200	150	22	-
4						0			-
5						0			-
6						0			-
7						0			-
計				(F) 合計面積 (ha) 180	(G) 合計面積 (ha) 650	(G) - (F) 面積 (ha) 470	時間 (h) 315	サービス利用者数 49	
				(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	

農協等を経由して一括して契約していること等から、各利用者の個人名がわからない場合はこちらに記載してください。

No 1、2のように、一つの農協等を通して複数のサービスを提供する場合は、原則、サービス内容ごとに行を分けて記載してください。

一人の利用者に対して複数のサービスを提供する場合は、重複を除いた数を記入してください。

(注1) 本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
(注2) 提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
(注5) 「(F) サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状値面積合計 (A + F)

計 280 ha

5 サービスを提供する面積合計 (B + G)

計 990 ha

6 サービス利用増加面積合計 (C + H)、平均 ((C + H) / (E + J))

計 710 ha

平均 10.75757576 ha

7 サービス利用時間合計 (D + I)、平均 ((D + I) / (E + J))

計 485 (h)

平均 7.348484848 (h)

8 サービス利用者合計 (E + J)

計 66 者

自動入力です。
原則、利用者一覧の項目 4 の数値は、【様式第 9 - 1 号】の成果目標の現状欄に合わせ、利用者一覧項目 5 の数値は【様式第 9 - 1 号】の成果目標の目標年度欄の数値と合わせてください。

例えば、事業実施前年度に、コンバインとドローンを使ってサービスを提供しており、本事業をによってコンバインを導入する場合は、今回申請する農業機械（コンバイン）を用いて提供するサービスの利用者について記入してください。今回申請する農業機械とは異なるもの（ドローン）を使って提供するサービスは現状値及び成果目標値には含めません。

申請様式記載例 広域型様式9-3（地域型の場合は、これにない様式第10-3に記入）

様式第9-3号（第8関係）

事業実施体制に関する書類
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ)

〇年〇月〇日時点

1. 事業実施主体の概要（※）	
名称	(株)〇〇サービス事業体
所在地	事務所：〇県〇市〇町〇一〇 農業機械管理場所：〇県〇市〇町〇一〇
代表者	〇〇 〇〇
副代表者、役員等	副代表：〇〇 〇〇、役員：〇〇 〇〇ほか〇名
事業年度	〇年度から事業開始
従業員数	社員〇名、臨時〇名
事業内容	〇〇に関する事業、〇〇の作業受託、〇〇の加工・販売…
2. サービスの概要（※）	
サービス分類	水稲及び畑作物の各種作業受託サービス
サービス内容	水稲及び畑作物における耕耘、播種、収穫等の作業を請け負うサービス
サービス対象品目	水稲、麦、大豆、ビート、馬鈴薯
サービス対象地域	〇〇県、〇〇県…
サービス提供期間	施肥：〇月～〇月 収穫：〇月～〇月
サービスの最低利用期間	〇週間
3. 料金・オプション（※）	
基本料金単価	〇〇円/10a
追加料金要件	面積、遠方出張（営業所から〇km以上）
その他サービス利用者が負担する主な料金	肥料代
解約・違約費用等	別添利用規約記載のとおり
4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）	
別添「〇〇フロー図」のとおり	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
車幅〇メートルの車輪が通れるほ場進入路の確保、作業時の立会いなど	
6. 責任範囲・保証内容	
利用規約記載のとおり	
7. 保有資格等	
〇〇ドローン技能認定、大型特殊免許	
8. 問合せ先（※）	
電話番号	00-0000-0000
受付時間	00:00～00:00
担当部署	〇〇〇〇
メール、問合せフォーム等	〇〇@〇〇〇〇.jp

申請事業者の概要を記載ください。

申請事業者が提供する農業支援サービスについてわかりやすく記載してください。

農業支援サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を別添してください。

農業支援サービスの内容について問い合わせの際に対応可能な者の情報を記載ください。

(注) ※を付したものは必須事項です。

様式第 9 - 4号 (第 8 関係)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

事業実施主体名

代表者名

各項目の※印に該当しない場合以外は、全ての項目について実施する旨をチェックしてください。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領 (令和 6 年 月 日付け 6 農産第 号農林水産省農産局長通知) 別記 3 - 2 の第 8 に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、口欄に✓又は■を記入してください。

(※) に該当しない場合は、口欄には／ (斜線) を記入してください。

(1) 適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合

✓ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

(2) 適正な防除

※農産物等の調達を行う場合

✓ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)

(3) エネルギーの節減

✓ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

✓ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームピズ・クールピズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討

✓ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合

✓ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

✓ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

✓ 資源の再利用を検討

(6) 生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合

✓ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合

✓ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

(7) 環境関係法令の遵守等

✓ みどりの食料システム戦略の理解

✓ 関係法令の遵守

✓ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合

✓ 機械等の適切な整備と管理に努める

✓ 正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第 9 - 5 号 (第 8 関係)

申請書類チェックシート
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ)

事業実施主体名

(株) ○○サービス事業体

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区分	申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄
実施体制	01.コンソーシアム等の規約等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの。	☒
	◎ 02.事業実施体制の分かる資料	様式第9-3号について、サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を添付すること。	☒
	◎ 03.財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)	☒
	◎ 04.事業実施計画書	eMAFFにて申請する場合は、それをもって事業実施計画書の提出に替えることができるものとする。	☒
	◎ 05.見積書	経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り(導入台数分・原則3者以上)を添付すること。	☒
	◎ 06.機械の性能がわかる資料	導入機械の性能がわかるパンフレット等の資料を添付すること。	☒

本チェックシートを用いて応募書類に不備がないか確認し、申請書と一緒に提出してください。

新規開業などやむを得ない事情で決算書の用意が無い場合は、財務状況及び開業以前での実績がわかる事業計画書(銀行の融資等で申請するものを想定)などを代替して提出してください。決まったフォーマット等はありませんが、新規で事業を行うことができるようになるように、

- ・これまでの経歴
- ・事業のビジョン、目的、事業内容
- ・サービス利用者のリサーチ方法
- ・機械の仕入れ方法
- ・売上に関する計画
- ・利益に関する計画
- ・資金調達に関する計画等を記載してください。ただし、機械の仕入れ方法、売上、利益、資金調達の実績に係る資料で提出可能なものがあれば、合わせて提出してください。

導入機械ごとに見積書を原則3者以上から取得し添付してください。3者分取得できない場合はその理由書を添付してください。

申請様式記載例 広域型様式 9 - 5 (地域型の場合は、これにない様式第10 - 5 に記入)

事業計画		07.機械リース計画書	農業機械等をリース導入する場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。	☒
	◎	08.根拠データ	・事業実施計画書に記載している数値(現況及び目標年の面積又、経営体数及びサービスの売上等)の根拠が確認できるものを添付すること。 ・様式9-2号 農業支援サービス事業利用者一覧記載の利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。	☒
	◎	09.環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	☒
		10.審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	実施要領別記3-2別表4の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること(審査項目4に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する 等)。	☒
	◎	11.サービスの提供地域がわかる資料(地図等)	サービスの提供地域がわかるように、サービスの提供範囲を囲うなどした都道府県地図を添付すること。	☒
共通	◎	12.申請書類チェックシート	本チェックシートのこと。	☒
		13.農業機械専用運搬車導入理由書	農業機械専用運搬車を導入する場合は様式第17号を添付すること。	☒
		14.その他参考資料	事業実施計画書等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	☒

導入機械ごとに見積書を原則3者以上から取得し添付してください。3者分取得できない場合はその理由書を添付してください。

(現状値の根拠資料例)
・利用者名及び作業内容が明記された作業日誌や契約書、領収書 等
(目標値の根拠資料例)
・地域農業者に対するパーセンテージから算出した場合は、パーセンテージの根拠資料
・利用意向が確認できる資料(アンケート結果等)
・すでに農業支援サービス利用希望者がいる場合は、契約に向けてどのような調整を行っているのか具体的に説明できる資料(可能であれば利用希望書や同意書) 等

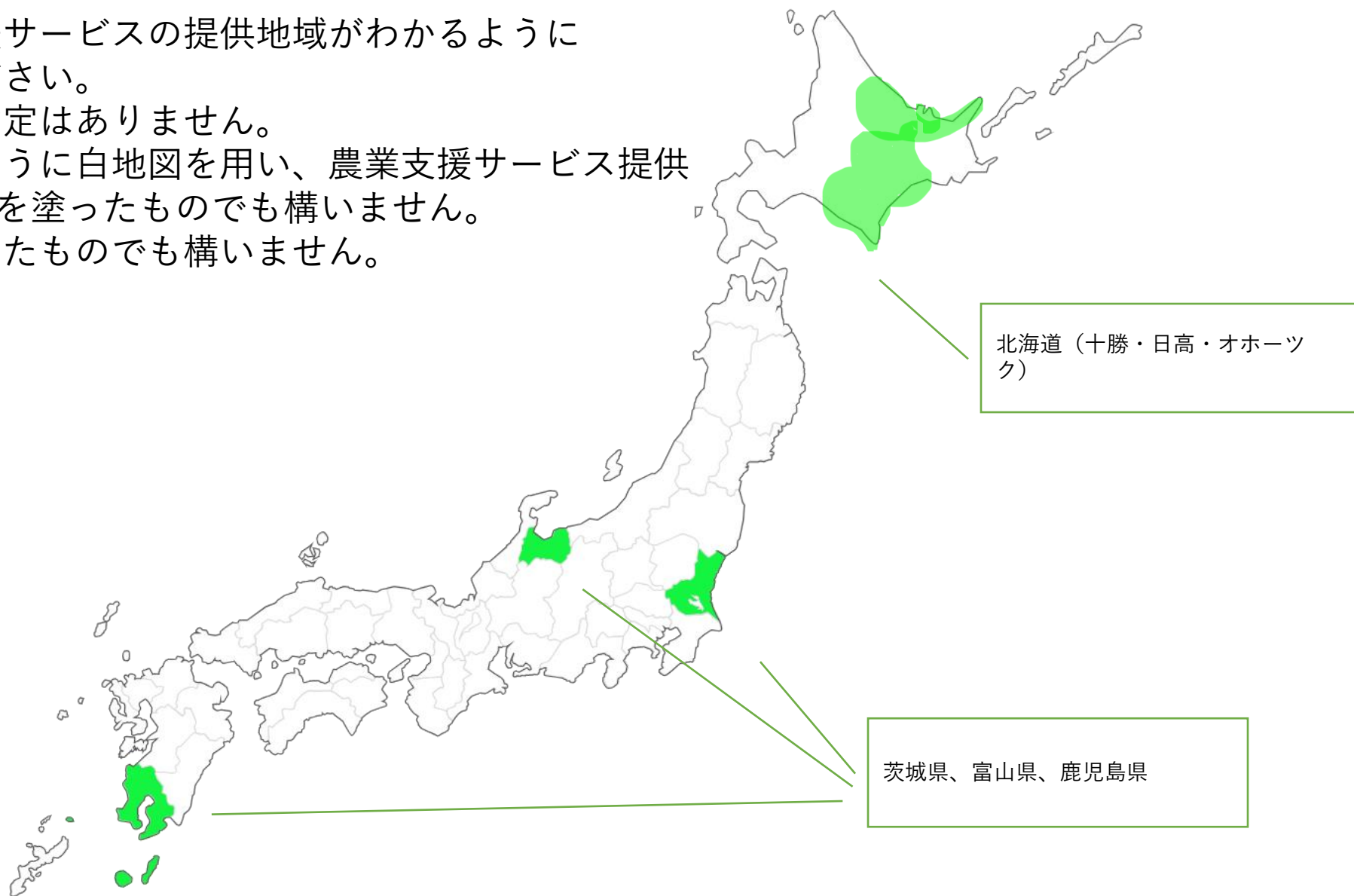
次ページをご参考ください。

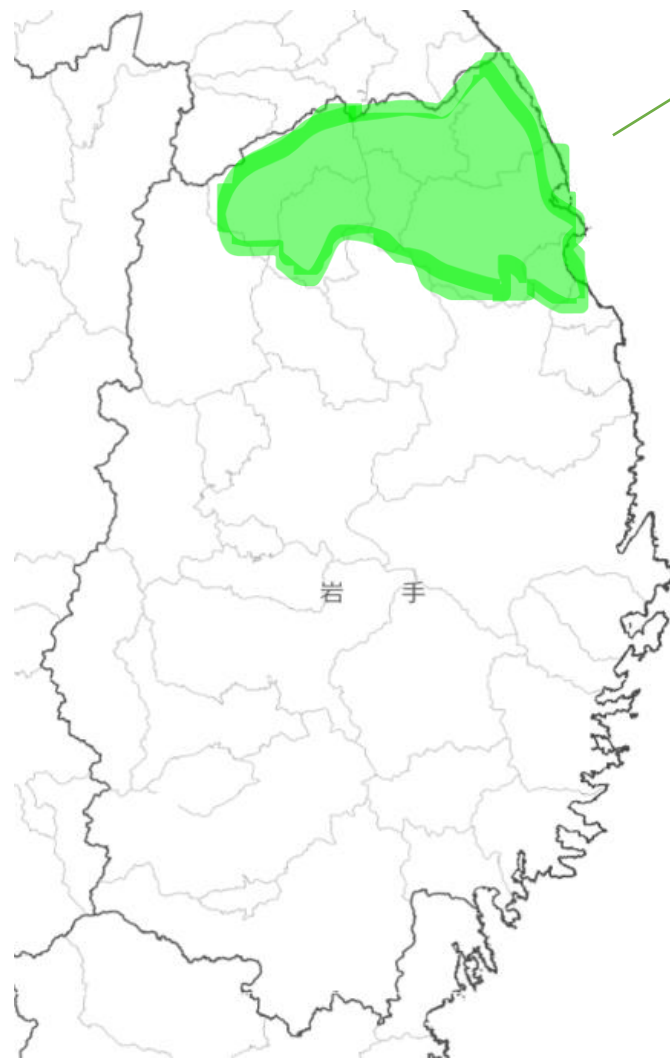
注1) ◎印の付いた資料については必ず提出して下さい。

注2) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合があります。

※農業支援サービスの提供地域がわかるようにしてください。

- ・様式に指定はありません。
- ・右図のように白地図を用い、農業支援サービス提供地域に色を塗ったものでも構いません。
- ・手書きしたものでも構いません。





岩手県北地域全域

※農業支援サービスの提供地域がわかるようにしてください。

- ・様式に指定はありません。
- ・右図のように白地図を用い、農業支援サービス提供地域に色を塗ったものでも構いません。
- ・手書きしたものでも構いません。

事業実施計画書の作成に当たっての注意事項 1 / 3 スマート農業機械等導入支援編

- 事業実施計画書は、事業目的を踏まえ、掲げた目標とその実現に向け具体的な取組を記載するものです。
- このため、特に、①目標が適当でない、②目標に向けた取組が不明瞭、③サービス事業の継続が困難と判断される場合には支援できません。
- 今回、これまでの類似事業の選定審査委員会※において不採択と判断された事例を紹介します。

※ 採択の可否を判断する外部有識者等からなる委員会

例1 目標が適当でない

事業計画書での該当箇所

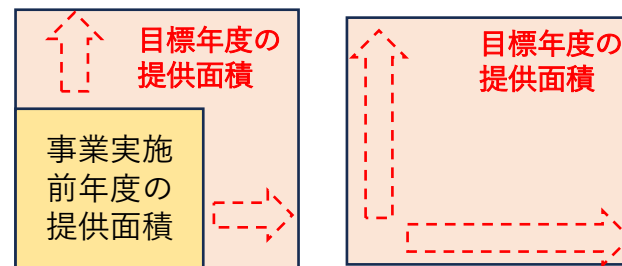
4 成果目標及びそれに付随する計画
以下に成果目標を記入すること。

現状 (〇年度) (※1)	事業実施年度 (〇年度)	〇年度	目標年度 (〇年度)	成果目標の目標値の範囲 (※2)
(1) 事業実施主体の提供 するサービスを活用する農地 面積に係る成果目標 (ha) (※3)				
成果目標 (ha) の拡大率 (目標年度値－現状値)				

2 サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者 等名	内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	提供サービス(必ず記載すること)				集計
				(A) サービスを 提供している現 状値面積 (ha) (注5)	(B) サービスを 提供する面積 (ha)	(B) - (A) 面積 (ha)	時間 (h)	
1						0		-
2						0		-

イメージ



取組としては、
どちらも構いません。

ポイント！

サービスの提供面積を拡大すること※、が重要です。

審査では、**事業実施前年度**（令和7年度実施の場合は6年度）と**目標年度**（〃の場合は9年度）の**サービスの提供面積を比較して判断**します。

※拡大の程度は問いません。

不採択になり得るケース

サービス利用者	(A) サービスを提供している現状値面積 (ha) (R7年度)	(B) サービスを提供する面積 (ha) (R9年度)	(B) - (A) 面積 (ha)
A	5	10	0
B	15	10	0
C	10	10	0
合計	30	30	0

「サービスの提供面積が拡大していないため、事業要件を満たしていない。」との指摘により不採択となる恐れあり。

→既にサービス利用者がいる場合でも、拡大する目標を掲げることが必要です。

例 2 成果目標の実現に向けた取組についての説明が不十分

事業計画書での該当箇所

4 成果目標及びそれに付随する計画
以下に成果目標を記入すること。

	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）（※3）					
成果目標（ha）の拡大量（目標年度値－現状値）					

（例）サービスの提供先として想定している農業者との調整状況



※C、Dさんとの契約締結に向けた具体的な取組状況についての説明が必要です。
➔「自分は農家なので、C、Dさんの同意は得られる見込み」では説明不足です。

ポイント！

目標どおりサービスの提供面積を拡大できるのか、が重要です。
例えば、
審査では、目標である **サービスの提供面積の根拠となる利用者の確保の方法や契約状況等を踏まえて判断** します。

不採択になり得るケース

サービス内容	成果目標年度のサービス提供面積	成果目標の根拠
ドローン防除サービス	20名 × 1 ha = 20ha	・ JAから20名の散布作業を受託する予定としている。 ※説明資料の添付なし
収穫代行サービス	15名 × 0.5ha = 5 ha	・ 5名からは口頭で了解を得ており、更に口コミで10名程度は拡大可能と考えている。 ※説明資料の添付なし

「JAとの調整状況の説明が無いが、本当に受託できるのか。」との指摘により不採択の恐れあり。
➔ **契約に向けてどのような調整を行っているのか具体的に説明できる資料（可能であれば同意書等）の添付ができないか検討してください。**

「それぞれどの程度の調整が行われているのかの説明が无いため、本当に契約ができるのか判断できない。」との指摘により不採択の恐れあり。
➔ **5名の利用意向が確認できる資料や、残り10名の契約に向けた具体的な取組状況を説明できる資料（アンケート結果等、利用意向のわかるもの）の添付ができないか検討してください。**

事業実施計画書の作成に当たっての注意事項 3 / 3 スマート農業機械等導入支援編

例3 機械導入費用に対してサービス事業での売上が少ない

事業計画書での該当箇所

(参考) 以下の(1)、(2)に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状(○年度)(※1)	事業実施年度(○年度)	○年度	目標年度(○年度)	目標年度の計画値の根拠(※2)
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画(万円)					

ポイント!

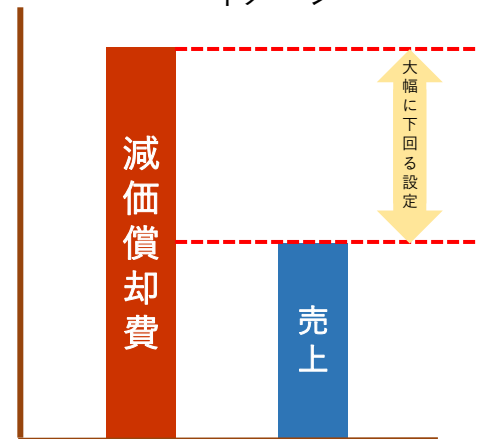
サービス事業を継続できるか

(サービス事業がビジネスとして成立するのか)が重要です。

例えば、

審査では、**機械の導入費用とサービスでの売上を比較して判断**します。

イメージ



※サービス事業の継続性という観点から、価格設定や提供規模は重要な要素です。

不採択になり得るケース

成果目標	導入機械	導入費用 (総事業費)	耐用 年数	減価償却費 (年)	成果目標年度の サービスの売上見込
10ha (10名×1ha)	コンバイン	1,000万円	7年	143万円/年	200万円/年 (内訳: 10名×1ha×2万円/10a)
—	農業機械 専用運搬車 (中古)	500万円	3年	167万円/年	—
合計		1,500万円		310万円/年	200万円/年

310万円/年 > 200万円/年



「導入機械の減価償却費がサービス事業での売上を上回っており、サービス事業の継続は困難ではないか。」との指摘により、不採択の恐れあり。

→サービスの内容やサービスに必要な機械の能力等について再検討が必要です。

事業活用のポイント



農業支援サービスに必要な農業機械と一体的に導入する
専用運搬車（セーフティローダー等）も補助対象になります。

Q：専用運搬車のみの導入も対象になるか。

A：対象になりません。本事業では、サービスに必要な農業機械の**運搬を前提として一体的に導入する場合のみ対象**となります。

Q：軽トラックやワンボックスバンは対象になるか。

A：対象になりません。**圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定**しており、**軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定しておりません。**

⚠ 導入に当たって条件や留意事項がありますので、専用運搬車の導入申請に当たっては、実施要領をよくご確認くださいようお願いします。 ⚠

実施要領はこちら⇒



Q1 「農業支援サービス事業体」とはどのような者か。

- A1 本事業における農業支援サービス事業体とは、農業者に対し対価を得て提供するサービスであって、下記に掲げるサービス事業を実施している者又は本事業を活用してサービス事業を実施しようとする者をいいます。
- いずれの類型においても、農産物の加工・流通に係るサービスは除きます。
- ・専門作業受注型（農業者の行う農作業を代行する取組を行う。ただし、受委託契約の下で農作業を代行するもの。）
 - ・機械設備供給型（農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組を行う）
 - ・人材供給型（作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組を行う）
 - ・データ分析型（農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組を行う）
 - ・その他（上記サービス内容の複合型の取組）

Q2 これから新たに農業支援サービス事業を始める場合の対応はどうか。

- A2 現状値が0であっても、事業計画に基づいた成果目標（事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標）を設定することができれば申請することが可能です。

Q3 すでに農業支援サービスを行っている者も支援対象なのか。

- A3 既にサービス事業に取り組んでいる場合でも、サービス事業の提供範囲の拡大を図ることや、既存サービスとは別のサービスを新たに事業展開する等、新たな事業展開を図る場合であれば、支援対象となります。

Q4 中古の農機機械等を申請する場合、どのように3者見積りを依頼すべきか。

- A4 中古の農機機械等が、その製作の後事業の用に供されたことのない機械より低価格である蓋然性は高いものの、本事業では機械導入を行うに当たっては3者以上の見積もりを行うことを原則としているため、中古の農業機械等であっても複数（原則3者以上）の見積もり徴取を行う必要があります。なお、この場合、中古の農業機械等のみで見積もりを行う必要はありません。

Q5 「スマート農業機械等」の導入支援を行うとなっているが、スマート農業機械のみが支援対象となるのか。

A5 サービス事業者がサービスの提供に必要な農業機械の導入を支援することとしているため、スマート農業機械に限定されません。

Q6 農業機械のアタッチメントやカスタマイズも補助対象に含まれるのか。

A6 アタッチメントについては、農業機械として、価格の基準を満たし、当該機械を入れることが成果目標の達成に必要な場合には支援対象となります。50万円未満のアタッチメントであっても、トラクター等のスマート農業機械等と一体的に導入する必要性が説明できる場合に限り「導入機械一式」として補助対象となり得ます。

また、カスタマイズもアタッチメントの導入と同様、必要性の説明ができる場合に限り対象となり得ます。

このほか、RTK基地局についても自動走行トラクター等のスマート農業機械等と一体的に導入することによりその農業機械が有する機能を発揮できる場合などには補助対象となります。なお、固定基地局の場合には、機械部分のみを対象とし、造成費用等については補助対象外します。

いずれの場合も、一体的に導入する理由書等、必要性の根拠を提出してください。

Q7 広域型サービス支援タイプは補助下限が原則500万円となっているが、補助金額が500万円以上でないと申請できないのか。

A7 複数都道府県でサービスを提供する場合には、広域型への申請を基本としている一方で、国庫補助金額の基準では500万円を下限としているところですので、複数の案件をまとめ一括で購入するなどの工夫ができないか検討いただくほか、基準を下回る投資額であっても一般的なサービスと比べ極めて意欲的な事業計画であるなど、広域型で想定する大規模な事業計画と比肩するような内容である場合などには、広域型において採択することも検討可能としております。

なお、複数都道府県域でサービスを提供する事業者であっても、当該事業者を採択することが自県にとって適当と判断される場合には、当該事業者の採択も可能としているところですので、補助事業の申請先となる都道府県に対し、申請県以外の県にもサービスを提供する予定である旨をお伝えいただき、申請が可能かお問い合わせください。

Q8 1者が複数台機械を導入することは可能か。

A8 1サービス実施主体当たりの上限の範囲内（地域型：上限1,500万円（スマート農業機械導入の場合は上限額3,000万円）
広域型：最大5,000万円、下限（原則）500万円）で可能です。

Q9 広域型について、複数の地方農政局等の管轄する都道府県に渡る場合、事業実施主体はどこに申請を行えばよいか。

A9 事業実施主体の所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局に提出してください。判断が難しい場合は、代表者が所在する都道府県を管轄する地方農政局に提出ください。

Q10 自社調達や100%子会社、グループ企業等からの調達は可能か。

A10 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合には、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

Q11 財務状況がわかる資料（財務諸表）とはどのようなものか。

A11 財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの（原則として過去3か年分の財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関（またはそれに準じる組織）の証明があることが望ましい。）を想定しています。ただし、採択に係る審査において、事業計画の実現可能性が評価されることから、紙媒介のものをデータ化する際は、なるべく写真ではなくスキャナーを使っていただき、見やすいように一つのファイルにまとめたの添付をお願いします。

なお、新規開業などやむを得ない事情で決算書の用意が無い場合は、財務状況及び開業以前での実績がわかる事業計画書（銀行の融資等で申請するものを想定）などを代替して提出してください。決まったフォーマット等はありませんが、新規で事業を行うことができるようになるように、

- ・これまでの経歴
- ・事業のビジョン、目的、事業内容
- ・サービス利用者のリサーチ方法
- ・機械の仕入れ方法
- ・売上に関する計画
- ・利益に関する計画
- ・資金調達に関する計画等を記載してください。

ただし、機械の仕入れ方法、売上、利益、資金調達の実績に係る資料で提出可能なものがあれば、合わせて提出してください。

Q12 機械導入の際、リース導入やクレジットカード等による分割払い、融資による資金繰りは可能か。

A12 農業用機械等をリース導入する場合、リース計画書を提出する必要があります。また、クレジットカード等の分割払いを使用する場合は事業完了日までに支払いが完了している必要があります。

融資による資金繰りは可能ですが、一部には活用できない制度資金もございますので、融資機関の担当者に確認いただきますようお願いいたします。

Q13 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業内の他メニューと同時に申請することは可能か

A13 事業内容が異なる場合や、同事業内容であっても経費の切り分けができている場合は申請を妨げません。なお、それぞれのメニューで支援を必要とする理由を明記して各メニューの事業計画を立てることが望ましいと考えます。

成果目標については、同一の事業内容で申請する場合は成果目標値が同じになる場合も想定しています。

- 本事業に関する資料や様式、詳細については、農林水産省のホームページをご参照ください。
（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」で検索。）

内容	問合せ先	管轄する都道府県	電話番号 (平日10:00~12:00、 13:00~17:00)	メールアドレス
・ 広域型の申請 ・ 事業内容の問合せ	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	北海道	011-330-8807	smart-hdao@maff.go.jp
	東北農政局 生産部環境・技術課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県	022-221-6193	tohoku-smart_agri@maff.go.jp
	関東農政局 生産部環境・技術課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	048-740-0458	kantosmano@maff.go.jp
	北陸農政局 生産部環境・技術課	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4893	smart_hokuriku@maff.go.jp
	東海農政局 生産部環境・技術課	岐阜県、愛知県、三重県	052-746-1313	agsp_tokai@maff.go.jp
	近畿農政局 生産部環境・技術課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	075-414-9722	kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp
	中国四国農政局 生産部環境・技術課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	086-224-4511	seigikan.chushi@maff.go.jp
	九州農政局 生産部環境・技術課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県	096-300-6273	smart_kyushu@maff.go.jp
	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	沖縄県	098-866-1653	sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.g o.jp
	本省（農産局） 技術普及課 スマート・サービスユニット	-	03-6744-2107	nougyou_service@maff.go.jp